

(請求人様)

名古屋市監査委員	福田 誠 治
同	丹羽 ひろし
同	黒川 和 博
同	小川 令 持

### 名古屋市職員措置請求について（通知）

平成30年 7月20日に提出された名古屋市職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）について、下記のとおり決定しましたので通知します。

#### 記

##### 1 結 論

本件住民監査請求は、地方自治法第242条第1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

##### 2 理 由

本件住民監査請求は、ゴミに関する看板等を道路管理者等の許可なく設置していることが道路法等に違反しており、このような違法行為を行うために看板等を購入することは違法な公金の支出であると主張し、その購入代金の返還を求めるものである。

ところで、住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計行為によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合などに、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止するための措置を請求することができる制度である。

住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、違法又は不当な財務会計行為等の事実を証する書面を添付しなければならないとされており、その対象とする財務会計行為等を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的、具体的に摘示しなければならないとされている。また、財務会計行為が法令に違反している等の違法性又は不当性について具体的に摘示していなければならないとされている。

本件についてしてみると、請求人は、ゴミに関する看板等が道路法等の許可なく設置されており、そうした看板等を購入することは違法であると主張しているが、道路法等の許可は、看板等の購入という財務会計行為とは独立して、主に道路管理上の目的からなされるものであり、その違法性を摘示したとしても、看板等の購入の違法性を摘示したことにはならない。

したがって、請求人は、看板等の設置行為という非財務会計行為の違法性について摘示するのみであり、財務会計行為の違法性又は不当性を具体的に摘示しているとは言えない。

よって、本件は、地方自治法第242条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局特別監査室)